

5)景観重要公共施設の指定

1) 景観重要公共施設の指定の考え方

道路、河川、公園などの公共施設は、景観の骨格を構成する重要な要素であり、その周辺の土地利用と調和した整備や管理を行うことにより、効果的に良好な景観を形成することが可能となる。

このため、景観法に基づく「景観重要公共施設」の制度を活用し、地域のまちづくりや観光まちづくりなどと連携して、都市の歴史や文化を生かした景観形成の核となる道路や、地域に親しまれる河川や都市公園などの公共施設を景観重要公共施設として指定し、良好な景観の形成に配慮した整備や管理を行うものとする。

2) 指定の方針

景観重要公共施設は、景観形成に重要な役割を果たす以下の施設を対象に指定

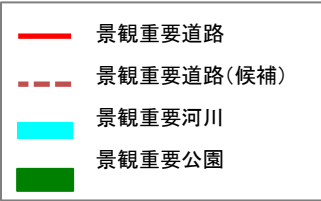
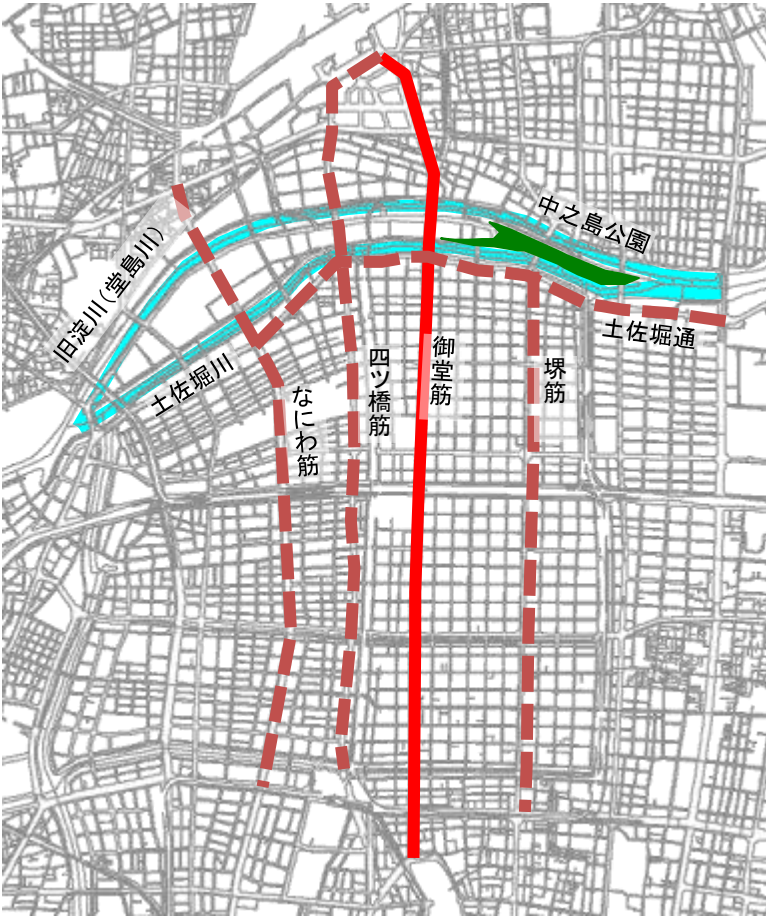
景観重要公共施設の指定の要件
○本市の景観の骨格を形成する、景観軸や景観拠点の一部を構成する公共施設
○地域の景観形成に重要な役割を果たしている公共施設
○開発動向があり、本市の景観形成に先導的役割を果たすことが見込まれる公共施設

3) 景観重要公共施設の指定

重点届出区域内又は隣接する、景観上重要な構成要素となる道路、河川、公園を景観重要公共施設に指定することが考えられる。

○指定する公共施設(案)

種別	名称
重点届出区域内又は隣接する景観上重要な構成要素となる道路	○御堂筋 (その他、堺筋、四ツ橋筋、土佐堀通、なにわ筋が候補として考えられる。)
重点届出区域内又は隣接する景観上重要な構成要素となる河川	○土佐堀川 ○旧淀川(天満橋上流から船津橋下流)
重点届出区域内又は隣接する景観上重要な構成要素となる公園	○中之島公園



5) 占用許可等の手続き

景観法第8条第2項第5号ハに基づく占用許可基準等が定められた景観重要公共施設の占用物件等については、占用許可等の基準に適合することが必要である。

4) 良好な景観の形成に重要な公共施設の現状と今後の方針

①良好な景観の形成に重要な道路【景観重要道路】

○御堂筋 イチョウ並木が市指定文化財に指定されるなど、風格が漂う雰囲気の中を散歩することができ、景観資源となっている。今後は樹木の適切な維持管理を行うとともに、まち並みとの調和を図りながら周辺のまちづくりと連携した景観の形成を図る。	
---	--

その他の候補の現状と今後の方針

○堺筋 周辺地区全体の落ち着いた景観の向上に資するよう、道路景観の保全と向上を図り、歴史・文化等にも配慮したまちなみ景観の形成を図る。 また、歩道が狭いなどの課題もあり、快適に歩ける道路景観の形成を図ることが求められる。	
○四ツ橋筋 周辺地区全体の落ち着いた印象の景観の向上に資するよう、歩きやすく快適な道路景観の保全と向上を図る。	
○なにわ筋 4本列植のイチョウ並木が続く緑豊かな道路景観を形成している。樹木の適切な維持管理を行うとともに、まち並みとの調和を図りながら景観の形成を図る。 今後、なにわ筋線の整備を契機とし、周辺の緑豊かな景観と調和した快適な道路景観の形成が求められる。	
○土佐堀通 土佐堀通では都心のビジネス街として、統一感の感じられる風格ある景観にふさわしい特徴的な街灯や舗装などが整備されてる。河床などの水都大阪の取り組みと並行し、周辺地区全体の景観の向上に資するよう、道路景観の保全と向上を図る。	

②良好な景観の形成に重要な河川【景観重要河川】

○土佐堀川 土佐堀川は中之島の南に位置する河川であり、沿川のまちなみや水辺の緑が連続的に見える象徴的な河川景観を形成している。中之島公園や沿川の遊歩道からは親水性が確立され、市民に親しまれる水辺空間となっている。 今後はこうした都市の中の水辺空間を活かしながら、土佐堀川の特徴を生かした魅力ある空間づくりを進める。	
○旧淀川(天満橋上流から船津橋下流) 堂島川は中之島の北に位置する河川であり、沿川の建物群や水辺の緑が連続的に見える象徴的が河川景観を形成している。沿川の道路や遊歩道からは水面や対岸のまちなみを眺めることができ、開放的な水辺空間となっている。 今後はこうした都市の中の水辺空間を活かしながら、堂島川の特徴を生かした魅力ある空間づくりを進める。	

③良好な景観の形成に重要な都市公園【景観重要公園】

○中之島公園 明治24年に大阪市の都市公園第1号として開設された中之島公園は、堂島川と土佐堀川に挟まれた水都大阪の象徴ともいえる都市公園で、近年、水都大阪の再生の象徴としての中之島公園の再整備が完成し、大阪の風格・魅力を高める景観資源となっており、今後も重要な景観要素としての維持が必要となる。	
--	--

(5)地域主導の景観まちづくりの支援

1) 地域ルール の 認定 と 公民連携 による 運用

- 市民や事業者による地域主導の景観まちづくりの取り組みを促進するため、地域の個性ある景観形成に向けた自主的なルールづくりやルールの運用を支援する仕組みを導入する。
- ・地域主導の景観まちづくりの成果として定められた地域ルールを行政が認定し、ルールの担保性を高めることなどが考えられる。
 - ・市民景観協約制度を再構築する。ルール策定・運用の支援については、まちづくり活動支援制度との連携が考えられる。

2) 公民連携 による 地域ルール の 認定制度 の 枠組み

○地域ルール策定・運用支援

- ・地域の個性ある景観形成に向けた自主的な取り決めに支援する仕組みとして、景観協定等に至らないものについても、ゆるやかな取り決めに定める。
- ・現行の市民景観協約を再構築し、都市景観条例により地域協議会及び地域ルールを認定し、さらに認定後の実効性も担保する仕組みとする。

■他都市の事例

神戸市	○実績 神戸元町商店街、新長田駅北西地区など 12 地区、9 ルールを認定 ○制度の枠組み 団体の認定・告示 → 協定の認定・告示 ○支援の内容 まちづくりアドバイザー派遣（初動期・ルール運用期） → 1 地区 10 回以内／年×35,000 円／回 まちづくりコンサルタント派遣（構想づくり・ルールづくり） → 1 地区 100 万円程度／年 まちづくり助成（印刷費などの活動費の一部） →初動期 10 万円、構想・ルール等策定 30 万円、ルール運用 10 万円
京都市	○実績 先斗町、姉小路界限など 7 地区、6 ルールを認定 ○制度の枠組み 協議会の認定・告示 → 計画書の認定・告示 → 届出者が建設前に協議会から意見聴取 → 守られない場合は勧告も

3) インセンティブ の 導入

- ・地域主導の景観まちづくりの促進と取り組みの支援のため、取り組みに対するインセンティブの導入を検討する。

(考えられるインセンティブ)

- ・公共空地の利活用の許可
- 総合設計や壁面後退による公共的な空地の使用行為の基準や使用行為など
- ・景観形成のルールに適合することによる容積ボーナス（総合設計制度と連動）
- ・景観重要建造物等を配慮した配置計画の場合の容積移転 など

(参考)インセンティブの事例

東京都 (総合設計制度)	○容積率の緩和 (条件) 建築物等の高さ等が景観計画の景観形成基準に適合したものであること (内容) 東京のしゃれた街並みづくり推進条例に基づく街並み景観重点地区内 街並み景観ガイドラインに適合する場合 → 50% 壁面の位置及び高さの最高限度等を定めた地区整備計画に適合する場合→100%
大阪市 (御堂筋本町北地区)	○壁面後退部分の利活用を許可 (条件) ・地区計画に掲げるにぎわい空間創出や地域の活性化に資するものであること ・本市と協議のうえ定められた地域の自主ルールに沿ったものであること等 (内容) ・壁面後退部分（屋外の公共的空地）でオープンカフェなどの利活用を許可

(6)景観に関する市民や事業者の意識の啓発

- 1) 都市景観資源の活用
- ・都市景観資源の登録が全区完了したのち、都市景観資源の周知を進めるために、リーフレットや各種メディアを活用した市民への啓発を推進する。

【具体施策例】

- ・都市景観資源や近代建築をめぐるまち歩きマップ、ランドマークの見どころマップ等の作成

・都市景観資源に係わる景観まちづくりの取り組みに関する情報発信支援

(参考)他都市における意識啓発の事例

京都市	景観白書・景観市民会議の開催 ・景観施策の進捗や効果などを紹介する市民向けの白書を発行。 ・景観をテーマにした市民会議を毎年開催。	
吹田市	いいでしょこのまち通信 ・市の景観に関わる取り組みを市民向けに紹介するニュースを発行。	
西宮市	まちなみ発見クラブ ・景観に関する情報の共有や意見交換を通じて景観を考える市民によるクラブ。メンバーの自主的な活動を市が事務局としてバックアップ。	

- 2) 大阪都市景観建築賞（愛称 大阪まちなみ賞）
- 大阪都市景観建築賞については、新たに景観を形成する景観上特に優れた建物やまちなみを表彰し、美しく個性と風格のある景観づくりの普及・啓発に向けて今後も継続する。

- 3) その他の啓発施策の展開
- 市民や事業者が身近な市街地のまちなみに目を向け、景観形成に関心を持つきっかけとなるイベントの開催や、基礎的な知識を学習する講座等の取り組みのほか、意識啓発につながる市民の活動支援など、幅広い取り組みを支援する。